

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1号 株式会社生田原振興公社の経営状況について
- 日程第 5 報告第 2号 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について
- 日程第 6 報告第 3号 株式会社フォーレストパークの経営状況について
- 日程第 7 報告第 4号 平成25年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第 1号 表彰について
- 日程第14 議案第 2号 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第15 議案第 3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第16 議案第 4号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第17 議案第 5号 遠軽町白滝水力発電所条例の廃止について
- 日程第18 議案第 6号 財産の取得について
- 日程第19 議案第 7号 財産の取得について
- 日程第20 議案第 8号 平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第 9号 平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第10号 平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 一般質問
- 日程第24 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第26 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 日程第27 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 意見案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第29 意見案第2号 平成27年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第30 意見案第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

- 日程第 3 1 意見案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、  
「30 人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学  
保障充実など平成 27 年度国家予算編成における教育予算  
確保・拡充を求める意見書
- 日程第 3 2 意見案第 5 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や  
子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
-

## 平成26年第4回

### 遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月9日（月）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |       |        |                              |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名について               |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について                    |
| 日程第 3 |        | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明            |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について         |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について        |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況について       |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 平成25年度遠軽町一般会計繰越明許費について       |
| 日程第 8 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて            |
| 日程第 9 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて            |
| 日程第10 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて            |
| 日程第11 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて            |
| 日程第12 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について             |
| 日程第13 | 議案第 1号 | 表彰について                       |
| 日程第14 | 議案第 2号 | 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更について      |
| 日程第15 | 議案第 3号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について  |
| 日程第16 | 議案第 4号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について        |
| 日程第17 | 議案第 5号 | 遠軽町白滝水力発電所条例の廃止について          |
| 日程第18 | 議案第 6号 | 財産の取得について                    |
| 日程第19 | 議案第 7号 | 財産の取得について                    |
| 日程第20 | 議案第 8号 | 平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）       |
| 日程第21 | 議案第 9号 | 平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第10号 | 平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）    |

#### ◎出席議員（17名）

《平成26年6月9日》

議 長	1 8 番	前 田 篤 秀 君	1 7 番	杉 本 信 一 君
	1 番	今 村 則 康 君	2 番	岩 上 孝 義 君
	3 番	佐 藤 昇 君	4 番	稲 場 仁 子 君
	5 番	奥 田 稔 君	6 番	山 田 和 夫 君
	7 番	黒 坂 貴 行 君	9 番	岩 澤 武 征 君
	1 0 番	阿 部 君 枝 君	1 1 番	山 谷 敬 二 君
	1 2 番	松 田 良 一 君	1 3 番	竹 中 裕 志 君
	1 4 番	秋 元 直 樹 君	1 5 番	高 橋 義 詔 君
	1 6 番	一 宮 龍 彦 君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 委 員 会 長	新 山 史 賢 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農 業 委 員 会 会 長	石 丸 政 雄 君

◎説明員

副 町 長	広 井 澄 夫 君	総 務 部 長	高 橋 義 久 君
民 生 部 長	村 本 秀 敏 君	経 済 部 技 監	中 川 原 英 明 君
総 務 部 参 与	岡 村 宏 君	総 務 課 長	舟 木 淳 次 君
情 報 管 財 課 長	中 村 哲 男 君	企 画 課 長	加 藤 俊 之 君
財 政 課 長	鈴 木 光 男 君	保 健 福 祉 課 長	松 橋 行 雄 君
住 民 生 活 課 長	渡 辺 喜 代 則 君	税 務 課 長	会 津 靖 朗 君
農 政 林 務 課 長	澤 口 浩 幸 君	商 工 観 光 課 長	伊 藤 雅 彦 君
建 設 課 長	山 本 善 宏 君	建 設 課 参 事	内 野 清 一 君
水 道 課 長	久 保 英 之 君	会 計 管 理 者	小 野 寺 健 君
保 育 課 長	菊 地 隆 君	丸 瀬 布 総 合 支 所 長	小 谷 英 充 君
白 滝 総 合 支 所 長	荒 井 正 教 君	生 田 原 総 合 支 所 産 業 課 長	大 辻 祐 一 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	寒 河 江 陽 一 君
教 育 部 総 務 課 長	大 貫 雅 英 君	監 査 委 員 事 務 局 長	伯 谷 和 昭 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	太 田 守 君	事 務 局 主 幹	河 本 伸 二 君
庶務・議事担当係長	小 玉 美 紀 子 君		

《平成26年6月9日》

---

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成26年第4回遠軽町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（太田 守君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、17名であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成25年度及び平成26年度例月出納検査の結果、教育委員会点検・評価報告、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第23までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、佐藤議員、山谷議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成26年第4回遠軽町議会定例会の会期につきまして、6月4日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月11日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月10日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月11日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月11日までの3日間と決定しました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成26年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成26年第3回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

4月からの消費税率引き上げに関連した事業であります。まず、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてであります。この給付金は、消費税率が引き上げられたことに伴う低所得者及び子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として支給されます。支給対象予定者については、臨時福祉給付金は6,500人、子育て世帯臨時特例給付金は2,400人を見込んでいるところであり、給付金の支給時期については、7月中旬から3か月を予定しております。なお、支給対象予定者には個別通知を行うほか、町広報紙及びホームページ並びに自治会への回覧等を通じて制度の周知を図ってまいります。

次に、プレミアム付商品券の発行についてであります。この事業については、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動や外食の手控えなど、地域経済に少なからず影響が出ているところであり、また、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の町内消費を促進し、町内の経済の活性化を図るため、実施することといたしました。この経済対策によりまして、地域経済が活性化、好転することを期待するものであります。

なお、これら二つの事業に係る経費については、本議会において補正予算を提出してお

《平成26年6月9日》

りますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号から報告第3号までについては、株式会社生田原振興公社、株式会社遠軽農業振興公社及び株式会社フォーレストパークの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第4号平成25年度遠軽町一般会計繰越明許費については、平成25年度遠軽町一般会計予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等の確定に伴い、平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号専決処分の承認を求めることについては、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金等の確定に伴い、平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第3号専決処分の承認を求めることについては、後期高齢者保険料等、歳入予算の精査に伴い、平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第4号専決処分の承認を求めることについては、基金利子の確定に伴い、平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります梅原るみ子氏が平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、構成団体の解散、脱退及び加入することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第4号北海道市町村総合事務組合格約の変更については、構成団体の解散、脱退及び加入等に伴い、北海道市町村総合事務組合格約の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第5号遠軽町白滝水力発電所条例の廃止については、遠軽町白滝水力発電所を廃止

《平成26年6月9日》

するため、本条例を定めるものです。

議案第6号財産の取得については、圧雪車の購入について、議会の議決を求めるものです。

議案第7号財産の取得については、ロータリ除雪車の購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第8号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）の主なものについて御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積み立てをするものです。歳出については、職員の再任用に伴う職員人件費の追加、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金事業に係る経費、遠軽農業振興公社補助金、商工業振興補助金の追加、プレミアム付商品券発行事業補助金、防災対策事業の備品購入に係る経費等を計上したところです。

議案第9号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、国民健康保険システム改修業務委託料に係る経費を計上したところです。

議案第10号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）については、遠軽下水処理センター建設工事に係る継続費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の締結について、追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

#### ◎日程第4 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

別紙1が平成25年度の事業報告書、別紙2が平成26年度の事業計画書であります。

それでは、別紙1の第23期（平成25年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

1、事業全般の状況について、要約して御報告いたします。

《平成26年6月9日》

当期における国内経済は、緩やかな持ち直し傾向にあります。緊迫した国外の外的要因、本年4月の消費税引き上げに伴う個人消費の低迷などに先行き不透明な状況が続いております。また、道内観光も、長らく低迷した経済状態や災害、自動車燃料の高騰、JR北海道の事故などにより、厳しい状況が続いております。このような状況にあつて、当振興公社も厳しい運営となりました。

ノースキング入浴利用者につきましては、ペアの日、各種セット券など広く定着し、ポイントカード、年間パスポートなどにより、リピーターの確保に努めております。また、ラジウム岩盤浴につきましても、ポイントカード、お得キャンペーンの実施、宿泊客への利用を勧めるなど、リピーターが増加するよう努めました。年間の利用実績は5万2,727人となり、前期と比較して1,596人の増加となりました。

次に、ノースキング宿泊利用者についてであります。

インターネット予約サービスを行うことにより、空室状況の確認、宿泊予約ができるほか、ホームページの「今日の生田原」というコーナーで、毎日、生田原の風景などの写真を掲載し、ホテルだけでなく、地域のPRも図っております。年間宿泊数は9,178人となり、前期と比較して358人の増加となっております。なお、繁忙期の満室の際には、研修室などにもお客様の理解を得て、宿泊を受け入れるなど、集客活動に努めております。

2ページをお開き願います。

レストラン利用者についてであります。平成24年12月13日にリニューアルオープンし、利用するお客様の要求にお応えしながら、メニューの変更、プラン立て、利用するお客様から大変好評をいただいております。年間の利用実績は、朝食、ホール、宴会を含めまして3万4,076人となり、前期と比較して240人の減少となりましたが、ホール以外でのお弁当、オードブルの出前を受け、大変好評をいただいております。

次に、ちゃちゃワールド入館利用者につきましては、お客様の満足度向上、リピーター確保のため、イベントや企画展を開催するとともに、旅行業者への営業、販売促進に努めました。今期は、おもちゃの新規購入、遊具の補修を行い、近隣の観光施設との相乗効果もあり、年間の利用実績は2万1,506人となり、前期と比較して1,301人の増加となりました。

売店売り上げ等につきましては、売れ筋商品を研究し、地域の商品を仕入れ、売店のレイアウトを変えるなど、工夫し、販売に努めてまいりました。さらに、館内の販売だけでなく、えんがる町観光協会や民間業者への積極的な営業を行い、ソフトクリーム、木の砂場など、販売に努力いたしました。しかし、個人消費の低迷が続き、その結果、売店売り上げとその他売り上げを合わせて2,476万円となり、前年と比べ1,354万円の減少となりました。

一般管理費につきましては、日ごろより経費節減に努めてまいりましたが、想定以上の経費が重なり、ホテル、レストラン、ちゃちゃワールドを含め、1億5,637万円とな

《平成26年6月9日》

り、前期と比較して2,144万円の増加となりました。総体の売り上げといたしまして1億8,116万円、経常利益はマイナス1,831万円と、増収減益となりました。

以下、3ページ、年間集客数、役員会等、会社の概要、4ページに役員名簿、従業員の状況、5ページ、株主名簿、6ページ、ノースキング、ちゃちゃワールドの利用実績につきましては、御参照をお願いいたします。

次に、7ページ、貸借対照表について、資産の部より御説明いたします。

流動資産については、現金及び預金から未収金まで合わせて2,522万6,154円、固定資産は、有形固定資産のリース資産と建物で、合わせて14万1,115円。無形固定資産は、電話加入権及びソフトウェアで71万5,607円。投資等は、出資金の1万円で、資産合計は2,609万2,876円であります。

次に、負債の部についてであります。流動負債は、買掛金から納税引当金まで合わせて3,080万2,391円で、固定負債は長期借入金1,808万円であります。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては、資本金3,000万円、利益剰余金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス5,448万9,515円で、純資産合計はマイナス2,278万9,515円であります。これによりまして、負債、純資産の合計は、資産合計同額の2,609万2,876円であります。

8ページをお開き願います。損益計算書について御説明いたします。

純売上高は、売り上げで1億8,116万4,593円、売上原価は、期首棚卸高に仕入れを加えて期末棚卸高を差し引いた4,323万3,317円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億3,793万1,276円であります。

次に、販売費及び一般管理費は、職員給与手当から雑費まで合わせて1億5,636万7,324円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業損失は1,843万6,048円であります。

営業外収益は、受取利息から住宅家賃収入まで合わせて53万4,024円で、営業外費用は、支払利息の40万8,293円ありますので、営業損失から営業外利益を減じ営業外費用を加えますと、経常損失は1,831万317円あります。経常損失1,831万317円に法人税等充当額20万6,000円を加えますと、当期純損失は1,851万6,317円あります。

10ページをお開き願います。このページは、損益計算書の売上明細であります。お目通し願います。

11ページの株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期首残高は3,000万円、利益準備金170万円については変動ありませんので、当期末残高と同額であります。その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス3,597万3,198円、当期純損益金がマイナス1,851万6,317円ありますので、当期末残高はマイナス5,448万9,515円となりました。

以上により、株主資本合計はマイナス2,278万9,515円となり、純資産合計も同

額であります。

12ページをお開き願います。監査報告書につきましては、記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2、第24期（平成26年度）事業計画について御説明いたします。

事業計画は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

まず、ノースキングにつきましては、平成25年度から平成27年度までの3年間、指定管理者の指定を受けておりますので、協定書に基づき施設の管理、運営を行い、宿泊、入浴等の利用促進とサービスの向上に努めてまいります。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託しておりますので、入館料の徴収業務、企画展の開催のほか、木のおもちゃづくり指導や物品の販売促進に努めてまいります。

また、観光協会等の団体と協力し、町民との交流を図るほか、民間企業との連携により地場産品の販売促進に努めてまいります。

以下、事業方針については記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

3ページをお開き願います。平成26年度株式会社生田原振興公社の収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてであります。売上は、入浴売上から受取委託料まで2億948万3,000円を見込んでおります。営業外収益は、住宅家賃収入と雑収入で32万7,000円を見込み、収入合計は2億981万円の計画となっております。

次に、支出であります。仕入は4,758万円、販売費及び一般管理費は、人件費として職員給料手当から旅費交通費まで7,338万円、維持物件費は、水道光熱費から減価償却費まで7,831万円、諸費は交際費から雑費まで960万円を見込み、合わせて1億6,129万円であります。利益を94万円と見込み、支出合計を2億981万円とした計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況について説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、報告第1号の質疑を行います。

高橋義詔議員。

○15番（高橋義詔君） 何点か、お伺いいたします。

まず、前年度の貸借対照表の資産の部、貯蔵品とございます約1,500万円。貯蔵品というのは、毎日使う消耗品も除かれますし、少額のものも除かれますし、貯蔵品というのは処分価値のあるものというふうに私は理解しているのですけれども、この1,500万円の内訳を教えてください。

それから、負債の部の短期借入、それから長期借入、こちらの内容をお知らせいただきたい。

《平成26年6月9日》

それから、多分ないと思うのですけれども、株主には配当をしたのかしていないのか、したとすれば、幾ら配当したのかと。

それから、8ページにいきまして、委託料2,575万円。これの主な内訳をお聞かせいただきたい。

それから、26年度の収支計画書、3ページになりますが、受託委託料が前年度の3,360万円から4,108万円に上がっています。この上がった理由をお知らせいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

---

午前10時26分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お答えします。

詳細につきましては、今、資料のないものもありますので、回答できない部分もありますけれども、まず、1点目の貯蔵品でありますけれども、ちゃちゃワールドができたときに作成いたしました絵本の部分であります、絵本とか権利条約に基づく等の本であります。主なものは、その本であります。

それと、2点目の、長期、短期の借入の関係ですけれども、町の振興資金と、それから、遠軽信用金庫からの運転資金の借入でございます。

それと、3点目の配当につきましては、株主配当はやっておりません。

4点目の委託料の部分でありますけれども、清掃業務2,190万円、浄化槽維持管理業務173万7,000円、ボイラーの定期点検27万5,000円、エレベーター保守点検62万3,700円、インターネット管理18万9,000円、自動ドア保守14万9,160円、電気保守管理30万8,700円、火災報知器検査37万2,750円、その他といたしまして19万4,900円で、合計いたしまして2,575万7,552円となっております。

続きまして、平成26年度の受託料の額でありますけれども、これにつきましては、町から公社に対する指定管理料が2,710万8,000円、それと、もう1点の受取委託料につきましては、ちゃちゃワールドの運営委託であります。この額につきましては、当初の予算の中で決定されている額であります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋義詔議員。

○15番（高橋義詔君） 貯蔵品の部分なのですけれども、詳しい資料がないのでわからないということなのですけれども、実際には処分価値があるものが少ないのではないかなというふうに思うのですよ。それで、毎年毎年これだけの高額の数字をこの部分に載せている

というのは、余り健全ではないというふうに思います。できれば、計画性を持って、ある期間、年月をもって、少しずつ落としていかれたほうが健全な貸借対照表になるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御質問にお答えします。

振興公社と打ち合わせをしている中で、今、議員のほうから言われた部分については、話題になっているところであります。ただ、振興公社のほうは、経常利益がプラスになってくれば、この辺は落としたいというところでもありますけれども、ただ、今、昨年、今年と、そういう状況にないというところでの計上であります。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○15番（高橋義詔君） 苦しい事情はわかりつつ、こういった形で質問させていただいていますので、何とか、私も応援している立場から、この部分の解消に、これを解消に努めるということは売り上げも上げなければいけないので、頑張れという意味で、それに努めてほしいというふうに思いますが、再度お願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お答え申し上げます。

御理解いただきましてありがとうございます。この辺につきましては、公社のほうにさらなる経営努力をするように、申し伝えたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 2ページ目の下段のところ、一般管理費の関係について触れられておまして、思った以上にさまざまな経費が重なりという表現がされているのですが、2,144万円、思った以上に増加したということで、思った以上というのは、具体的にはどういったものが増加しているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのですが。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 公社との中の話で申し上げますけれども、思った以上という部分につきましては、1人の課長が退職に伴って、その補填として従業員を雇うという形で、その退職が8月、9月というところで、新入社員については4月から入ってくるというようなところで、オーバーラップが出てきまして、これについて予定した以上という表現になっております。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 済みません。よくわからないのですが、ちょっとわかりやすく説明してほしいのですが。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

---

午前10時34分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 先ほどお答えしました部分については、私が勘違いしまして、26年度の部分でお答えしましたので御訂正をお願いしたいと思います。

平成25年度の想定以上というところにつきましては、まず、昨年9月から電気料が値上がりになっております。それと、燃料費が年間を通じて高値安定という形で、町のほうの想定しているぎりぎりの単価まで上がったままで1年間を推移したという状況であります。その2点が大きなところでありますし、あと、レストランのほうでの料理人が入れ替えになったという部分があります。それと、レストランのほうの経営、平成24年の12月から始めていますけれども、当初からの想定以上の経費がかかったということになります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤昇君） 今説明あったのでは、電気料、それから燃料費、あと、レストランの関係ですね。これ、具体的な金額というのは、出るのか出ないのかわかりませんが、例えば電気料とか燃料費というのは、思った以上という表現からすると、ある程度予測でき得たのではないかという気がするのですが、いかがなのでしょう。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お答え申し上げます。

今、詳細な資料がちょっと手元にありませんので、細かい部分については回答を避けさせていただきますけれども、電気料の値上げにつきましては、昨年の3月になってからの値上げの通告と、3月、4月になってからの通告ということですので、それについては予想し得ないという部分であります。あと、燃料費につきましては、取引業者と交渉しながら、燃料単価を町の想定した額に抑えつつもやっておりますけれども、例年だと、夏場になるとかなり単価が下がってくるという状況になりますけれども、昨年については下がることはなかったということで、想定外と、想定を超えるということになります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 私のほうからは、今質問ありましたので、まず、3ページの収支計画書、レストラン売上について、前年度600%を見込んでいるのですが、これは何

か、前段で記述があったことが要因なのか、要因というか新たに始めたということで、その分を見込んで600%になっているのか。

それと、支出のほうで、減価償却費12万円、これ、どこでもやっていることで、ある程度容認されていることではあるのですが、25年度は25万4,336円、ちょっと帳尻合わせではないかなという感じもしないではないのですけれども、経常収支マイナスの中で、満度に減価償却できないというのはわからないでもないのですけれども、本来減価償却すべき金額というのは、お幾らぐらいなのでしょう。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

---

午前10時39分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お答え申し上げます。

先ほどいただきましたレストランのその他の部分でありますけれども、これについては、オードブルの出前とか、そういうところであります。

それと減価償却の部分につきましては、基本的に、備品類については、町のほうで所管、所有しておりますので、大きなものはございません。ですから、この金額となっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） ということは、減価償却費については12万円、これで満度という解釈でよろしいのですか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 公社のほうからは、そういうふうに承っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 先ほど高橋議員のほうからもお話ありましたけれども、私もこの施設、生田原にとっては大変重要な施設かなとは考えております。ただ、残念ながら、なかなか経常利益、上げるまでいかななくても、とんとんまでいくというのが難しい状況の中で、公社の方々には奮闘されているとは思いますが、何とか、25年度は、若干、集客等も増えているようですので、創意工夫をされた中で、少しでもマイナス部分を減らすような努力をして、長く継続していかれるよう望みます。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お答えいたします。

御理解いただきましてありがとうございます。ここの施設につきましては地域の交流コミュニティ施設であり、地域観光の中核的な施設でありますので、また同時に、町民の保養的な施設というふうに認識しております。23年以降、震災による自粛ムードですとか、浴場の改修に伴った休業、それから、テナント撤退に伴うレストランの直営化というところで、あと、地域商品の製造中止などと、取り巻く環境が大きく変化している中で経営努力をしていただいております。ですけれども、町のほうからは、さらなる経営努力をいただくように申し添えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） 同じような質問になるかと思うのですが、まずは、貸借対照表の長期借入が1,800万円新規で借入をされているといったところで、また、25年度の決算で、損失がほぼ同じ金額なのではあるのですが、この1,800万円を借入した時期というのはいつごろでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お答え申し上げます。

時期については、細かい時期について承っておりません。25年度の中で長期を借りたというふうに伺っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） もちろんその1回ではなくて、何回かに分かれてということでは理解してよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 大変申しわけないですが、その辺も伺っておりませんので、今ここでの回答はできません。申しわけございません。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） では、時期はよろしいですけれども、長期借入をして、また流動資産等々も増えていないということで、なかなか、この数字を見てびっくりしたというのが率直な気持ちです。先ほども、一般管理のほうで増えていると、26年度収支計画の中でも、前年よりも500万円ほど多く見なければならぬという、かなり厳しいものなのかなと。ただ、売上も110%を見込んで、過去数年もなかなかない、できないような数字、今までは3%だ、5%だという予定を組んでいたのですが、やはり支出が多くなると、計画書に対しては収入は多く見ないと難しいのかなと、重々承知した上で質問しております。収入のほうでは営業外収益入っているのですが、支出のほうでは営業外支出が計上されておられません。これ、短期でも長期でも利息等々があるので、94万円で、そこから減っていくという計算になってくると、まだまだ計画のほうも厳し

くなるなと思うのですが、町として、町の施設ですので、今後の管理運営上の見通しがあれば教えてください。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お答え申し上げます。

まず、平成26年度の収入の見込みでございます。これについては、平成22年のときの入込数を参考としております。ですから、公社と話はしておりますけれども、実現できない数字ではないというふうに踏まえております。厳しいとは思いますが、そのように思っております。

あと、町としてについては、先ほども申し上げましたけれども、地域にとって必要な施設というふうに踏まえておりますので、公社と十分協議しながら、営業努力を含めて求めていきたいというふうに思います。

あと、指定管理料につきましては、平成25年4月に契約いたしまして、27年度までの契約となっております。今年の4月に、一部、電気料ですとか、消費税の分について反映するというので、少し契約を変更させていただきましたけれども、平成27年度以降の契約について、28年度からの新しい指定管理料の契約に向けて精査していきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

---

## ◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

別紙1が平成25年度の事業報告書、別紙2が平成26年度の事業計画書であります。

それでは、別紙1の第24期（平成25年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。事業の概要について、要約して御報告いたします。

今期は、4月下旬の降雪、その後の降雨低温により農作業に大幅な遅れが生じ、その後干ばつ傾向、さらに8月には、ひょうまじりの豪雨に見舞われ、原料作物の品質と収穫量に大きな被害が発生しました。特に主力のカボチャについて、品質低下もあり、製品確保が計画を下回り、総取扱加工実績も、計画に対し94.3%にとどまりました。経営安定

《平成26年6月9日》

化のため、町より交付を受けた補助金については、冷凍庫ほか加工施設の整備費用等に充当しましたが、債務超過の解消には至りませんでした。新年度は、取扱量の拡大を図り、コストの削減に努めながら事業を進めてまいります。

以上が、株式会社遠軽農業振興公社の今期における事業の概要です。

次に、2ページ、庶務の概要、3ページ、株主名簿及び役員名簿につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

4ページをごらん願います。

原料、加工実績であります。ハウレン草からカボチャまでと受託加工を合わせた合計が、原料受入で155万5,100キログラムの計画に対しまして143万1,428キロ、加工数量は、99万6,370キロの計画に対しまして87万1,076キロの実績となっております。

5ページは貸借対照表でありまして、資産の部より御説明いたします。

流動資産につきましては、現金及び預金から貸倒引当金まで、合わせて1億1,936万6,435円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産合わせて3,965万6,809円で、資産の部合計は1億5,902万3,244円であります。

次に、負債の部であります。流動負債は、買掛金から未払給与まで合わせて1億5,000万6,932円、固定負債が、長期リース債務78万1,725円で、負債の部合計は1億5,078万8,657円であります。

次に、純資産の部であります。株主資本が823万4,587円、資本金5,000万円、利益剰余金、繰越利益剰余金が同額のマイナス4,176万5,413円となり、純資産の部合計が株主資本と同額の823万4,587円であります。

これによりまして、負債、純資産の部合計は、資産の部合計と同額の1億5,902万3,244円であります。

6ページをごらん願います。損益計算書について御説明いたします。

売上高であります。売上高から売上値引戻り高まで1億6,939万8,938円、売上原価は、期首製品棚卸高から期末製品棚卸高まで1億4,782万1,216円となり、売上総利益は2,157万7,722円となります。販売費及び一般管理費が2,380万2,086円ですので、差し引き、マイナス222万4,364円が当期の営業利益であります。

営業外収益につきましては、受取利息から雑収入まで1万9,602円、営業外費用は支払利息割引料と雑損失で297万4,559円ありますので、差し引き、マイナス517万9,321円が経常利益であります。

この経常利益と特別利益、貸倒引当金戻入と受入補助金の合計1,409万円を合わせた額から固定資産除却損、固定資産圧縮記帳損を合わせた特別損失776万2,016円を差し引きますと、税引前当期純利益は114万8,663円となり、法人税及び住民税114万6,529円を差し引いた額2,134円が当期純利益となります。

《平成26年6月9日》

次に、7ページ、製造原価報告書、8ページ、販売費及び一般管理費明細書であります  
が、説明は省略させていただきますので、お目通し願います。

続きまして、9ページ、株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳は、資本金が5,000万円、繰越利益剰余金の当期首残高がマイナス  
4,176万7,547円で、当期変動額、当期純利益が2,134円ですので、当期末残  
高はマイナス4,176万5,413円であります。利益剰余金合計も同様であります。

株主資本の合計であります。当期首残高が823万2,453円で、当期変動額が2,  
134円でありますので、当期末残高は823万4,587円となります。純資産合計の  
当期末残高も同額の823万4,587円であります。

10ページは監査報告書でありますので、お目通し願います。

続きまして、別紙2、第25期（平成26年度）事業計画書について御説明いたしま  
す。

事業の期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの計画となっていま  
す。

1ページをお開き願います。事業方針について、要約して御説明いたします。

国は、3本の矢による政策効果で景気回復が見込まれるとしておりますが、地方におい  
てはその実感は余りなく、電気料金の値上げなどの影響で、製造業者は負担が増してきて  
いるところです。加えて、TPP問題や消費税率の引き上げによる消費動向等にも注視し  
なければならないところであります。平成26年度につきましては、主原料のカボチャは  
地場産の優良な原料確保に努め、品質向上を重点に製造販売を行ってまいります。さら  
に食に対する安心・安全は、消費者との共通の願いでもあり、衛生管理の徹底、あわせ  
て安全な操業と製品製造の効率化を目指してまいります。本年度の事業実施に当たっ  
ては、生産コスト上昇により厳しい経営環境が予想されることから、より一層の経営安  
定化に向け努力してまいります。

以上が、平成26年度の事業方針であります。

2ページをごらん願います。原料加工計画書について御説明いたします。

本年度につきましては、チンゲン菜から小松菜まで原料数量を1,049トン、加工数  
量を684.3トン見込んでおり、受託加工につきましては、玉ネギの原料処理量を26  
9トン、加工数量を190トンと見込んでおります。

3ページは、製造原価であります。材料費6,384万円、給与等の労務費5,040万  
円、外注加工費1,198万円、消耗品費から雑費まで、製造経費が4,475万円であり  
まして、製造原価総額は1億7,097万円の計画であります。

4ページをごらん願います。販売費及び一般管理費でありまして、業務委託管理費から  
福利厚生費までの人件費933万円、消耗品費から雑費までの経費が1,356万円であ  
りまして、販売費及び一般管理費総額は2,289万円の計画であります。

5ページをごらん願います。見積損益計算書で、純売上高は売上高委託加工料で1億

《平成26年6月9日》

9,900万円、売上原価は当期製品製造原価1億7,097万円でありまして、差し引き、売上純利益は2,803万円の見込みであります。販売費及び一般管理費を2,289万円と見込み、営業利益は514万円の計画であります。営業外収益は、雑収入1万円、営業外費用の支払利息割引料290万円とし、経常利益を225万円と見込んでおります。

税引き前当期利益を、経常利益と同額の225万円、法人税等を50万円と見込み、当期利益は175万円の計画であります。これによりまして、当期末処理利益・損失も同額の175万円を見込んでいるものであります。

以上で、株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより報告第2号の質疑を行います。

杉本議員。

○17番（杉本信一君） 経営内容に関しては、相変わらず厳しいというところは理解はできるのですけれども、平成25年度でしたか、債務負担行為を入れたときに、毎年1,400万円ずつ入れていって、あの当時の計画では、26年度に公社としての役割をバトタッチしたいというようなことで、債務負担行為を認めてきた経緯があります。委員会の中でも質問させていただきましたけれども、いつまでこの公社として遠軽町が携わっていくのか、その長期的なこれからのビジョンですよ、どういう形でどういうふうにしていきたいのか、その考え方を町長にお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 債務負担行為で議決をいただいて、それで経営を立て直した形で、えんゆう農協のほうに引き継ぐという計画のもとに進めさせていただいたところではございます。これは委員会等でも報告しているということではございますけれども、施設の老朽化等、こういったものにも、その債務負担行為、議決いただいたときには、入れているよということもございましたし、現に施設が相当老朽化していたということもございまして、全額がその経営の不振の分に入れ切れなかったということではございます。これにつきまして、まだ、とはいえ、施設のほう、衛生面もございまして、報告しているとおりに。そういった段階で、まずそちらをやっぴり優先的にやっていかなければ、これは営業自体ができなくなるということもございまして、そういった措置をさせていただいているところでございます。今後につきましては、これも報告していることだと思いますけれども、毎年毎年のちょっと状況を見ながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○17番（杉本信一君） その当時のそれぞれの議員の認識の仕方に、もしかすると個人差があるのかもしれないですけれども、債務負担行為を議決したときには、その時点でできるだけ早いタイミングでバトタッチをするということが、だから、この債務負担行為が終わるときには完全にバトタッチをするのだらうと、できるのであろうという認識のもとで私はいたわけですよ。今、町長言われたように、委員会でも説明がありましたけ

れども、その部分に関して、優先事項として、どうしても衛生面での投資をしなくては行けないということは理解はできるのです。ただ、今回も上がってきましたけれども、屋根の補修等も出てくる、町長言われるように、非常に老朽化した施設を、これから維持していくこと自体も、遠軽町にとっては非常に大きな負担になってくるのではないかという懸念も拭えませんよね、これから先を考えていってもね。であれば、どの段階で、どういうふうにして引き継いでいただけるのかということの、ある程度、めどをつけてやっていると、いつまでも、このままずるずるずる行くのでしょうかということの、やっぱり我々としては不安を抱かずにいられないということですよ。そのあたり、えんゆう農協さんとの話はどういう形になっているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 長期的な協議ということで、お答えいたします。

先ほど町長のほうからも答弁されたように、農協あるいは公社のほうから、民間移行の時期を先延ばしということで昨年申し入れございまして、遠軽町としては、農業の振興あるいは雇用を守る上で、どうしてもこの農業振興公社は継続してやっていかなければならない。そのようなことの中で、めどというところがありますけれども、今後、農協あるいは公社と緊密に連携をとりながら協議をしてまいりの中で、借入の健全経営等がなされる時期、あるいは既存率が50%を切る時期というところをめどにしながら、協議しながら進めてまいりたいということで話し合っております。御理解をお願いします。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○17番（杉本信一君） その軌道に乗ること自体が非常に難しい施設なのですよね。この決算書を見ていてもしかり、もう長年見ていますけれども、やはり現実問題として、あれを解消できていないわけですよ。この決算書を見ても、まだ5,000万円残っているわけですよ。累積債務、累損の部分ですね。これ、解消するまでやるといったら、何十年かかるのですかという話になりますよ。今、50%という話出ましたけれども、では、2,500万円まで減らしていくのに、幾らつぎ込まなければいけないのという話が出てきますよ。そこは、やっぱり少し考えていかななくては行けないし、遠軽町としても、どういう形であるべきかということを考えていかななくては行けないと思うのです。抜本的に、この施設の運営のあり方自体も見直す必要が出てくるのではないかというふうに、これだけ老朽化していつている中で、どういう形で、今後、この施設を利用することが効率が上がるのかということも、やっぱり株主として考えて、その経営を好転させるための努力というのが必要なのだろうというふうに思います。できれば、委員会の中でも申し上げましたけれども、こういう施設を利用して6次産業化を図っていく。今、単なる原料を加工してそのまま発送するのではなくて、6次産業としての可能性というものを切り開く、そういう拠点にするにはちょうどいいのではないのかなというふうに思うのですけれども、そのあたりは、将来的な見通しとしては何か考えがありますか。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） お答えいたします。

ただいま議員さんのほうからおっしゃられたことにつきましても、担当段階では、いろいろと今模索中でありまして、民間移行の先延ばしにつきましては、昨年末に農協のほうから公社のほうにお話があったということなものですから、これから、それらのことも含めまして、関係機関等と機密に連携をとりながら進めていくことで、何とか解消、そして農業振興を進めてまいりたいというふうに思っておりますので御理解をお願いします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今、今後のことにつきましては、課長が答弁申し上げたとおりでございますけれども、まず、この公社だけに限らず、今、3本ほど公社の報告が上がっております。私の認識といたしましては、もちろん農業振興公社については、町の基本であります農業の振興並びに雇用、そして、生田原の公社につきましても、生田原地域の地域振興ですとか、それから、これから報告ございますスキー場についても、これは教育の面、また自衛隊の関係の面だとか、さまざまな、町にとって必要であるという観点から存在してございますし、今後もその経営については、経営はしっかりとやることをやっぱり会社なりにやっていただくとともに、やはり町としてもその存続については、形はどういう形になるかはまたいろいろ御議論ございましょうけれども、しっかりと続けていかなければならないなというふうに理解しているところでございますし、いろいろ、公費という形で、これは指定管理であれ何であれ、同じでございます。今までいろいろな、過去から、第三セクターだとか、いろいろな、言い方ちょっとどうかわかりませんが、目先が変わった中でやってきてございますけれども、これは、すべからくやはり公費というものが入った中で、必要性があってやっているということでございます。そういったお金が、やっぱり入っていくお金だけを考えるだけではなくて、やっぱりそのお金が回ってまた雇用なり税収なりで返ってきている面もございまして。そういった広い観点でもまた物を考えながら私としては進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 今の杉本議員とかぶる部分もございしますが、やはりこの遠軽農業振興公社をつくったときは、遠軽町の農業の所得を向上させようと、農協に単に品物を納入するよりも、5%高い単価で農家から買わせていただいて加工に回す、そこで農家の所得を上げるのだという目標を持って、実はこの農業振興公社を立ち上げたはずなのです。ところが、報告書の4ページを見てみますと、この原料ですとか加工の実績などを見ましてもそうなのですが、これ、対象とされている戸数を見てください。農家の中からハウレン草ということで買い上げているのは2戸ですよ、上湧別の地域から。小松菜でいうと、遠軽で2戸しか仕入れていない。こういう少ない戸数からしか製品を仕入れしかできなくて、そういうような加工場、こういう加工施設は、果たして将来性あるのかというこ

となのですよ。

やはり、もう少しきちっと、遠軽町の基幹産業が農業だと言うのであれば、建物だって年々年々老朽化をしていく、衛生面だって低下をしていくということを考えれば、どこかで、建物だってやはりきちっと新しいものに変えていく、衛生面的なものだって、設備だって、どこかで新しいものに当然変えていかなければいけない。そこで初めて、やはりこういった品物を受け入れる戸数も増やしていく、そういった段取り、順番というか、順序というものをきちんと計画を立てながら、こういったものを何年後には農協にきちんと遠軽町から移管をさせるのだよ、それまでの間に何ぼ使うかということも含めて、やはりきちんと計画を立てるということが今求められているのだろうというふうに思うのです。

やはり計画は平成25年度で終わって、26年度にはえんゆう農協に移管をするといった目標ですから、ここがあと5年かかるのか何年かかるのかわかりませんが、やはり今この時期から、そういった計画というものをもう一度練り直して、そして、我々議員に対して、議会に対して、あるいは町民に対して、何年後にはこういった投資をしながらきちんとやっぱり三セクの解消を図るということの計画を立てるということにすべきだというふうに思うのですが、その考え方だけお聞かせをいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 山田議員のおっしゃっておられることは、全く同じでございます。先ほど来、課長なりも答弁しているのは、そういったことを踏まえた上で、今、会社の中で、また農協もございます、そういったところと協議を進めていっているということでございますので御理解願います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況についてを終わります。

11時25分まで、暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況について

て、御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社フォーレストパークの経営状況を次のとおり報告いたします。

別紙1が第19期（平成25年度）の事業報告書で、別紙2が第20期（平成26年度）の事業計画書になってございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

別紙1、第19期（平成25年度）事業報告書から御説明を申し上げたいと思います。

事業計画につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

1ページをお開き願いたいと思います。平成25年度事業報告につきましては、読み上げて報告といたします。

平成25年度は、11月28日から人工降雪作業を開始し、ゲレンデコースの準備を進め、12月21日仮オープン、12月24日日本オープンをし、平成26年3月23日をもって営業を終了いたしました。利用客の状況につきましては、12月、1月と降雪が少なく、全面滑走の遅れたことや、シーズンを通しまして週末のたびに暴風雪に見舞われるなど、思うように集客が得られませんでした。それでも、今期からFIS国際スキー連盟公認の北海道選手権大会や国民体育大会冬期スキー大会競技会北海道予選などが行われ、地方からの集客、それに伴う合宿誘致といたしましては、町の経済効果を含めまして、今後の来場につながるよい結果を得られることができました。

営業実績概要でございます。

営業期間につきましては平成25年12月21日から平成26年3月23日、営業日数につきましては93日、リフト利用者数につきましては20万3339人、売上高につきましては2,228万3,200円となっております。

(2)の平成25年度売上実績表なのですけれども、次のページ、別表第1のとおりでございます。実績表につきましては記載してございますので、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

3ページにつきましては、株主名簿及び役員名簿でございますので、こちらもお目通しをお願いしたいというふうに思います。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。4ページにつきましては、貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、流動資産は現金及び預金等で357万8,489円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産を合わせまして2,409万465円で、資産の部合計は2,766万8,954円であります。

負債の部につきましては、流動負債は未払金、未払法人税等、預り金、未払消費税等、合わせまして92万9,048円で、負債の部合計も同額でございます。

純資産につきましては、株主資本は、資本金、利益剰余金を合わせまして2,673万

《平成26年6月9日》

9,906円で、純資産の部も同額でございます。

これによりまして、負債及び純資産の部合計は2,766万8,954円で、資産の部合計と同額となります。

次に、5ページ、損益計算書につきまして御説明申し上げたいと思います。

純売上高につきましては、売上高2,228万3,200円、売上原価につきましては、当期商品仕入高97万775円となり、売上総利益は2,131万2,425円になります。

販売費及び一般管理費に3,701万2,606円を要しておりますので、営業利益金額につきましては、マイナス1,570万181円でございます。

営業外収益につきましては、受取利息から雑収入まで91万5,887円、営業外費用は、雑損失で40万5,410円となっております。経常利益金額につきましてはマイナス1,518万9,704円となります。

特別利益は、受取補助金の2,914万3,000円であります。

特別損失につきましては、固定資産圧縮損1,965万3,658円であります。税引前当期純利益金額につきましてはマイナス570万362円となり、法人税、住民税及び事業税が20万6,000円ございますので、当期純利益につきましてはマイナス590万6,362円となっております。

6ページにつきましては、販売費及び一般管理費でございます。記載のとおりでありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書について御説明申し上げたいと思います。

株主資本の内訳につきましては、前期末資本金は8,000万円で当期変動額がございませんので、8,000万円が当期末残高となります。当期変動額が発生してございまして、繰越利益剰余金の当期変動額は、当期純利益がマイナス590万6,362円で、前期末残高がマイナス4,735万3,732円ありますので、当期末残高につきましてはマイナス5,326万94円となります。株主資本の合計につきましては、資本金8,000万円を加えました2,673万9,906円で、純資産の合計も同額となります。

続きまして、8ページ、お聞き願いたいと思います。8ページにつきましては、監査報告書でございます。記載のとおりでございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、別紙2をお聞き願いたいと思います。別紙2の第20期（平成26年度）事業計画書につきまして御説明を申し上げたいと思います。

事業計画期間につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

1ページをお聞き願いたいと思います。平成26年度事業計画につきましては、読み上げて御説明といたしたいと思います。

平成26年度事業計画。

《平成26年6月9日》

1、事業。

人工降雪予定期間につきましては、平成26年12月4日から平成27年1月10日まで。

人工降雪予定日数につきましては、25日間を予定してございます。

営業予定期間ですけれども、平成26年12月20日から平成27年3月29日まで。

営業予定日数につきましては、100日間でございます。

営業予定時間につきましては、午前9時から午後9時まで。ナイター営業につきましては、午後4時から午後9時まででございます。日没により開始の変更がございます。

利用見積人員ですけれども、23万人を見込んでございます。ペアリフト15万人、バンビリフト8万人でございます。

売上見積につきましては、リフト券1,800万円、シーズン券500万円、売店・レンタル等で180万円、合わせまして2,480万円を予定しているところでございます。

平成26年度収支計画書につきましては、別表第2のとおり、次のページのとおりでございます。平成26年度収支計画書につきましては、2ページに記載しておりますので、お聞き願いたいと思います。

収入につきましては、リフト券・シーズン券から受取補助金まで、合わせまして5,293万6,000円の計画でございます。

支出につきましては、商品仕入高から法人税・住民税まで、合わせまして5,286万6,000円の計画でございます。

収支差引合計7万円の利益を見込んでいるところでございます。

以上、簡単ですけれども、株式会社フォーレストパークの経営状況報告の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、報告第3号の質疑を行います。

暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況について終わります。

◎日程第7 報告第4号

《平成26年6月9日》

○議長（前田篤秀君） 日程第7 報告第4号平成25年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 報告第4号平成25年度遠軽町一般会計繰越明許費について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費につきましては、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

別紙をお開き願います。

平成25年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費、天狗平展望広場整備事業は、金額337万円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金が132万円、地方債が200万円、一般財源が5万円です。

3款民生費1項社会福祉費、障害者福祉システム改修事業は、金額86万4,000円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金が43万2,000円、一般財源が43万2,000円です。

6款農林水産業費1項農業費、用排水路整備事業は、金額6,700万円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金が3,575万円、地方債が2,920万円、一般財源が205万円です。

8款土木費2項道路橋りょう費、路面性状調査事業は、金額700万円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金が420万円、一般財源が280万円です。

8款土木費6項住宅費、栄行団地公営住宅建設事業は、金額8,030万円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金が3,400万円、地方債が3,400万円、一般財源が1,230万円です。

8款土木費6項住宅費、栄行団地公営住宅解体事業は、金額285万円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金が125万6,000円、一般財源が159万4,000円です。

8款土木費6項住宅費、学校通団地公営住宅大規模改修事業は、金額3,433万1,000円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金が1,490万円、一般財源が1,943万1,000円です。

9款消防費1項消防費、Jアラート自動起動装置設置事業は、金額531万3,000円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金が531万3,000円です。

10款教育費1項教育総務費、遠軽高等学校教育振興補助事業は、金額1,918万円を繰り越したもので、財源内訳は、既収入特定財源が1,918万円です。

《平成26年6月9日》

10款教育費3項中学校費、遠軽中学校大規模改修事業は、金額1億5,325万2,000円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として国道支出金が1,956万1,000円、地方債が1億3,350万円、一般財源が19万1,000円です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、報告第4号の質疑を行います。

山田議員。

○6番（山田和夫君） まことに申しわけありません。私、昨年11月に入院して以降、今月の7日に正式に退院をしまして復帰をさせていただいたのですが、この間、委員会などにも出席をさせていただいて、ある程度お話は伺っているのですが、1点だけ、ちょっと理解に苦しむ点がございまして、お教をいただきたい。

といいますのは、この一番上に総務費の天狗平展望広場整備事業というのが載っているのですが、図面を見せていただくと、天狗平に行くところの山の家に入る入り口というのでしょうか、あそこの道路に畑を見おろす側のほうに駐車場をつくるという、確か図面だったような記憶をしていますが、あそこにつくって、あその下の畑ですよ、見おろすということになるのだと、僕は、白滝で8年間働いた経験から言うと、よくわかるのですが、あそこを見おろすということになるのだというふうに思うのですが、その畑を見おろすためにこの展望台をつくるのかどうかちょっと理解ができないものですから、どういふ目的で、この展望広場というのは建設をされるのか、そこだけちょっとお聞かせをいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） お答えいたします。

畑を見おろすのではなくて、基本的には、あそこ一帯が火山のカルデラになっていますので、そういう地形とか、あと、向こう側のほうに、地形の、赤石山だけではなくて…。（発言する者あり）

基本的には、地質ですね、要するに、ジオパークの地質、あの辺一帯カルデラの部分と、赤石山、あと、あじさいは見えないのですけれども……、そういう地形を案内すると。そこに地形の案内板を開設しまして、そこに来ていただいて、そういう地形の説明をして見ていただくということで、ジオポイントの一つとして案内板を設置した中で、要するに、ジオパークのポイントの一つとして設置するという御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 本当に説明する側も聞く側も苦しんで聞いていますので、申し訳ないのですが、よく展望台に行きますと、どこもそうなのですが、パノラマを見せるように板を置いてありまして、そこに山の景色を描いて、こちらの山は何山ですよ、こちらは何山ですよ、こちらは何岳ですよと。そこには望遠鏡が付いていて、それも見えるようになっていふような展望台というのはよく見かけるのですが、全道各地で見られるそ

ういう一般的なものを見せて、要するに、遠軽で言うとジオパークの、そういったものが、赤石山ならこっちですよ、あじさいの滝ならこっちですよだとか、そういったものを方向的に示すような、そういう展望台に仕上げるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） はっきり詳細の部分について記憶してございませんけれども、基本的には、そこから見えるその地域一帯が、もとのカルデラという部分の中ですうなっていますので、そのポイントの説明と、一応ジオポイントの説明をしてやるということで、畑がどうのこうのということではないので、あくまでも地質上のポイントということの看板ですので、当然、そういう説明をした中でやるということで御理解をいただきたいと思います。望遠鏡とかそういう部分については、設置する予定にはなっておりませんので、あくまでも休憩室で、そこから地形を見ていただくということの広場でございます。駐車場を備えた広場になってございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成25年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

---

#### ◎日程第8 承認第1号から日程第11 承認第4号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第8 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、日程第9 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、日程第10 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、日程第11 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、以上4件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第1号。

専決処分書について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）は、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等が確定したため、平成26年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

《平成26年6月9日》

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億4,934万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億1,224万6,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正は、「第2表 地方債補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税に8,319万4,000円追加、2項固定資産税に460万3,000円追加、3項軽自動車税に7万2,000円追加、4項たばこ税に867万1,000円追加、5項入湯税に69万5,000円追加、6項都市計画税に93万8,000円追加し、総額を20億8,974万9,000円としたものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税に126万5,000円追加、2項自動車重量譲与税に562万4,000円追加し、総額を1億8,088万9,000円としたものです。

3款利子割交付金につきましては、1項利子割交付金に174万3,000円追加し、総額を574万3,000円としたものです。

4款配当割交付金につきましては、1項配当割交付金に350万6,000円追加し、総額を500万6,000円としたものです。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、1項株式等譲渡所得割交付金に642万8,000円追加し、総額を682万8,000円としたものです。

6款地方消費税交付金につきましては、1項地方消費税交付金に1,871万円追加し、総額を2億1,871万円としたものです。

7款自動車取得税交付金につきましては、1項自動車取得税交付金に1,668万4,000円追加し、総額を4,668万4,000円としたものです。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金に111万4,000円追加し、総額を461万4,000円としたものです。

9款地方特例交付金につきましては、1項地方特例交付金に199万1,000円追加し、総額を799万1,000円としたものです。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税に10億8,238万2,000円追加し、総額を82億8,092万7,000円としたものです。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、1項交通安全対策特別交付金に3万7,000円追加し、総額を303万7,000円としたものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入に87万8,000円追加し、総額を5,238万6,000円としたものです。

《平成26年6月9日》

17款寄附金につきましては、1項寄附金に342万円追加し、総額を4,244万円としたものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入を8,300万8,000円減額し、総額を1億3,169万5,000円としたものです。

21款町債につきましては、1項町債を960万円減額し、総額を18億160万円としたものです。

これによりまして、歳入合計141億6,289万9,000円に11億4,934万7,000円追加し、総額を153億1,224万6,000円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に12億8,149万5,000円追加し、総額を43億4,733万4,000円としたものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を1億106万2,000円減額し、総額を25億5,699万4,000円としたものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を83万4,000円減額し、総額を12億2,462万8,000円としたものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に3万1,000円追加、2項道路橋りょう費を1,515万5,000円減額、3項河川費を450万8,000円減額し、総額を19億8,447万8,000円としたものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に300万3,000円追加し、総額を12億2,093万3,000円としたものです。

12款公債費につきましては、1項公債費を1,362万3,000円減額し、総額を23億2,224万5,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計141億6,289万9,000円に11億4,934万7,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の153億1,224万6,000円としたものです。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

地方債の変更につきましては、市街地40号JR推進事業が、額の確定により限度額3,800万円を2,860万円としたものです。3・6・9岩見通道路改良事業は、額の確定により限度額680万円を660万円としたものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

なお、参照資料として30ページに地方債に関する調書を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

12ページをお開き願います。

3、歳出。

《平成26年6月9日》

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費8,385万5,000円の減額につきましては、丸瀬布小学校児童損害賠償請求事件の判決確定による不用額の減額であります。手数料は、執行額がありませんでしたので全額の減額、損害賠償請求事件訴訟代理人委託料は、法律事務所への支払額が440万5,000円で執行残25万7,000円の減額、損害賠償請求事件賠償金は、原告への支払額が123万8,000円で執行残8,321万5,000円の減額であります。なお、これら費用については、全額、総合賠償補償保険から補填されますので、歳入においても同額の減額となっています。

15目基金運営費、基金運営事業13億6,535万円につきましては、地方交付税及び基金利子等の確定により積立金に追加するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、1、国民健康保険事業9,685万7,000円の減額は、国民健康保険特別会計の補正に伴うものです。2、後期高齢者医療事業420万5,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものです。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費、環境衛生一般経費83万4,000円の減額につきましては、昨年の9月議会で補正しました飲料水確保事業補助金でありまして、安国地区に居住する住民より、井戸水の水質が悪化したため新たにボーリングを行い飲料水を確保したいとの要望があり計上したところですが、3月に入って御本人より事業中止の申請があったため、減額するものであります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費3万1,000円の追加につきましては、土地開発基金利子の精査によるものです。

2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、1、道路橋りょう維持事業753万円の減額につきましては、町道の維持補修等に係る執行精査であります。2、除雪対策事業622万5,000円の減額につきましては、道路除排雪業務等に係る執行精査であります。

3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業140万円の減額につきましては、社名湊原野道路阿部橋架替工事負担金の減によるものです。

3項河川費1目河川総務費、河川維持管理事業450万8,000円の減額につきましては、河川の維持管理に要する借上料等の執行精査であります。

4項都市計画費2目街路事業費は、財源の振り替えです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業300万3,000円の追加は、指定寄附金及び基金利子の精査であります。

12款公債費1項公債費2目利子、公債費償還利子1,350万4,000円の減額につきましては、町債償還利子及び一時借入金利子の精査であります。

3目公債諸費、公債費償還諸費11万9,000円の減額につきましては、起債の借り入れ及び償還に伴う手数料の精査であります。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページをお開き願います。

《平成26年6月9日》

## 2、歳入。

1 款町税 1 項町民税 1 目個人町民税 5,995 万 5,000 円は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額です。

2 目法人町民税 2,323 万 9,000 円は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額です。

2 項固定資産税 1 目固定資産税 460 万 3,000 円は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額です。

3 項軽自動車税 1 目軽自動車税 7 万 2,000 円は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額です。

4 項たばこ税 1 目町たばこ税 867 万 1,000 円は、現年課税分の追加です。

5 項入湯税 1 目入湯税 69 万 5,000 円は、現年課税分の追加です。

6 項都市計画税 1 目都市計画税 93 万 8,000 円は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額です。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税 1 目地方揮発油譲与税は、126 万 5,000 円の追加です。2 項自動車重量譲与税 1 目自動車重量譲与税は、562 万 4,000 円の追加です。

3 款利子割交付金 1 項利子割交付金 1 目利子割交付金は、174 万 3,000 円の追加です。

4 款配当割交付金 1 項配当割交付金 1 目配当割交付金は、350 万 6,000 円の追加です。

5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項株式等譲渡所得割交付金 1 目株式等譲渡所得割交付金は、642 万 8,000 円の追加です。

6 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金 1 目地方消費税交付金は、1,871 万円の追加です。

7 款自動車取得税交付金 1 項自動車取得税交付金 1 目自動車取得税交付金は、1,688 万 4,000 円の追加です。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、111 万 4,000 円の追加です。

9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金 1 目地方特例交付金は、199 万 1,000 円の追加です。

10 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 10 億 8,238 万 2,000 円は、普通交付税及び特別交付税の追加です。

11 款交通安全対策特別交付金 1 項交通安全対策特別交付金 1 目交通安全対策特別交付金は、3 万 7,000 円の追加です。

16 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 87 万 8,000 円の追加は、基金利子の確定によるものです。

《平成 26 年 6 月 9 日》

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金340万円の追加につきましては、社会福祉振興資金として、東町1丁目、川内岩夫様から10万円、紋別市、沼田徳光様から30万円、奨学資金貸付資金として湧別町株式会社渡辺組様から300万円。次に、3目ふるさと納税寄附金2万円の追加につきましては、匿名希望者様3名の方からによるものです。以上、いただきました寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところです。

20款諸収入5項雑入6目雑入8,300万8,000円の減額につきましては、宝くじ交付金の確定による追加及び損害賠償請求事件の判決確定による総合賠償補償保険金の減額であります。

21款町債1項町債5目土木債960万円の減額につきましては、市街地40号JR推進事業債及び3・6・9岩見通道路改良事業債の精査であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、1時まで暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定の基づき、平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第2号。

専決処分書について御説明いたします。

平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金等が確定したため、平成26年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

次のページの別紙をお開き願います。

平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,904万円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億7,018万1,000円としたものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

《平成26年6月9日》

3 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金を6,732万7,000円減額、2 項国庫補助金に67万2,000円を追加し、総額を4億9,906万9,000円としたものです。

4 款療養給付費交付金につきましては、1 項療養給付費交付金に451万5,000円を追加し、総額を7,746万7,000円としたものです。

5 款前期高齢者交付金につきましては、1 項前期高齢者交付金を983万2,000円減額し、総額を8億3,630万4,000円としたものです。

6 款道支出金につきましては、1 項道負担金を189万6,000円減額、2 項道補助金を1,954万7,000円減額し、総額を1億2,446万4,000円としたものです。

7 款共同事業交付金につきましては、1 項共同事業交付金を930万1,000円を減額し、総額を2億8,616万2,000円としたものです。

9 款繰入金につきましては、1 項他会計繰入金を9,685万7,000円減額し、総額を2億3,837万円としたものです。

10 款繰越金につきましては、1 項繰越金に4,164万4,000円を追加し、総額を7,647万2,000円としたものです。

11 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料に70万9,000円を追加、3 項雑入に818万円を追加し、総額を920万円としたものです。

これによりまして、歳入合計27億1,922万1,000円から1億4,904万円を減額し、総額を25億7,018万1,000円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費を1億3,184万円減額し、総額を17億3,402万1,000円としたものです。

7 款共同事業拠出金につきましては、1 項共同事業拠出金を1,720万円減額し、総額を3億1,309万5,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計27億1,922万1,000円から1億4,904万円を減額し、総額を歳入歳出同額の25億7,018万1,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

10 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、財源の振り替えです。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費の1億3,184万円は、給付費負担金の確定による減額と財源の振り替えです。

同じく 2 款 2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費は、財源の振り替えです。

《平成26年6月9日》

3 款後期高齢者支援金等 1 項同支援金等 1 目同支援金は、財源の振り替えです。

6 款介護納付金 1 項同納付金 1 目同納付金は、財源の振り替えです。

7 款共同事業拠出金 1 項同拠出金 1 目高額医療費共同事業拠出金は、同拠出金の確定による 7 5 0 万円の減額です。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金は、同拠出金の確定による 9 7 0 万円の減額と財源の振り替えです。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6 ページをお開き願います。

2、歳入。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費等負担金 6, 5 4 3 万円の減額は、負担金の確定による精査です。

同じく 3 款 1 項 2 目高額医療費共同事業負担金 1 8 9 万 7, 0 0 0 円の減額は、負担金の確定による精査です。

同じく 3 款 2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金 5 3 万 9, 0 0 0 円は、交付金の確定による追加です。

同じく 3 款 2 項 2 目高齢者医療制度円滑運営事業補助金 1 3 万 3, 0 0 0 円は、補助金の確定による追加です。

4 款療養給付費交付金 1 項同交付金 1 目同交付金 4 5 1 万 5, 0 0 0 円は、交付金の確定による追加です。

5 款前期高齢者交付金 1 項同交付金 1 目同交付金 9 8 3 万 2, 0 0 0 円の減額は、交付金の確定による精査です。

6 款道支出金 1 項道負担金 1 目高額医療費共同事業負担金 1 8 9 万 6, 0 0 0 円の減額は、負担金の確定による精査です。

同じく 6 款 2 項道補助金 1 目財政調整交付金 1, 9 5 4 万 7, 0 0 0 円の減額は、交付金の確定による精査です。

7 款共同事業交付金 1 項同交付金 1 目高額医療費共同事業交付金 2, 3 2 5 万 9, 0 0 0 円は、交付金の確定による追加です。

同じく 7 款 1 項 2 目保険財政共同安定化事業交付金 3, 2 5 6 万円の減額は、交付金の確定による精査です。

9 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節保険基盤安定繰入金 2 2 8 万 7, 0 0 0 円の減額、2 節その他一般会計繰入金 9, 4 5 7 万円の減額は、繰入金の確定による精査です。

1 0 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 4, 1 6 4 万 4, 0 0 0 円は、前年度繰越金額の確定による追加です。

1 1 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目一般被保険者延滞金 7 0 万 9, 0 0 0 円は、延滞金額の確定による追加です。

《平成 2 6 年 6 月 9 日》

同じく11款3項雑入2目一般被保険者第三者納付金818万円は、納付金の確定による追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定のに基づき、平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第3号。

専決処分書について御説明いたします。

平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、一般会計繰入金額が確定したため、平成26年3月31日付で専決処分を行ったものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算に変更がなく、総額を2億8,679万2,000円としたものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、1項後期高齢者医療保険料に339万7,000円を追加し、総額を2億27万7,000円としたものです。

4款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を420万5,000円減額し、総額を8,567万9,000円としたものです。

5款繰越金につきましては、1項繰越金に80万8,000円を追加し、総額を80万9,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計の総額2億8,679万2,000円に変更ありません。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

歳出科目の補正はありませんので、歳出合計の総額は、歳入歳出同額の2億8,679万2,000円に変更ありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項同納付金1目同納付金は、広域連合納付金の確

定による財源の振り替えです。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料1項同保険料1目同保険料339万7,000円の追加は、現年度分保険料の確定による精査です。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金420万5,000円は、1節保険基金安定繰入金2万8,000円の追加と、2節その他一般会計繰入金423万3,000円の減額で、繰入金の確定による精査です。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金80万8,000円の追加は、前年度繰越金の確定による精査です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第4号。

専決処分書について御説明いたします。

平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、基金利子の増額に伴い、平成26年3月31日付で専決処分を行ったものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億3,652万2,000円としたものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

7款財産収入につきましては、1項財産運用収入に5,000円追加し、総額を8万円としたものです。

これによりまして、歳入合計15億3,651万7,000円に5,000円追加し、総額を15億3,652万2,000円としたものです。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

4款基金積立金につきましては、1項基金積立金に5,000円追加し、総額を8万円

《平成26年6月9日》

としたものです。

これによりまして、歳出合計15億3,651万7,000円に5,000円追加し、総額を15億3,652万2,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金5,000円につきましては、介護給付準備基金利子積立に伴う追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

7款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金5,000円につきましては、介護給付準備基金利子の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認4件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3款民生費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4款衛生費、16ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、8款土木費、18ページから25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款教育費、26ページから27ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、12款公債費、28ページから29ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款町税、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2款地方譲与税、8ページから9ページ。

《平成26年6月9日》

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 3款利子割交付金、8ページから9ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 4款配当割交付金、8ページから9ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 5款株式等譲渡所得割交付金、8ページから9ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 6款地方消費税交付金、8ページから9ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 7款自動車取得税交付金、8ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 9款地方特例交付金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 10款地方交付税、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 11款交通安全対策特別交付金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 16款財産収入、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 17款寄附金、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 20款諸収入、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 21款町債、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、第2表 地方債補正、4ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 以上で、承認第1号の質疑を終わります。  
次に、承認第2号の質疑を行います。  
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。  
1款総務費、10ページから11ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（前田篤秀君） 2 款保険給付費、12 ページから15 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 3 款後期高齢者支援金等、16 ページから17 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6 款介護納付金、18 ページから19 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 7 款共同事業拠出金、20 ページから21 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。  
3 款国庫支出金、6 ページから7 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 4 款療養給付費交付金、6 ページから7 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 5 款前期高齢者交付金、6 ページから7 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6 款道支出金、6 ページから7 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 7 款共同事業交付金、6 ページから7 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 9 款繰入金、6 ページから7 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10 款繰越金、6 ページから7 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 11 款諸収入、6 ページから9 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 以上で、承認第2号の質疑を終わります。  
次に、承認第3号の質疑を行います。  
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。  
2 款後期高齢者医療広域連合納付金、8 ページから9 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。  
1 款後期高齢者医療保険料、6 ページから7 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 4 款繰入金、6 ページから7 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前田篤秀君） 5款繰越金、6ページから7ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 以上で、承認第3号の質疑を終わります。  
次に、承認第4号の質疑を行います。  
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。  
4款基金積立金、8ページから9ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。  
7款財産収入、6ページから7ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 以上で、承認第4号の質疑を終わります。  
これより、一括上程した承認4件を採決します。  
採決は、上程の順より各案件ごとに行います。  
承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり承認されました。  
次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり承認されました。  
次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり承認されました。  
次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

◎日程第12 諮問第1号

《平成26年6月9日》

○議長（前田篤秀君） 日程第12 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員梅原るみ子氏が平成26年9月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝239番地3。氏名、梅原るみ子。生年月日、昭和26年4月9日であります。

梅原るみ子氏は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者としまして推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、諮問第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### ◎日程第13 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

1といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、紋別市落石町2丁目24番3号、沼田徳光様から社会福祉振興資金といたしまして

30万円、遠軽町岩見通北4丁目1番地7、宇野窈子様から社会福祉振興資金といたしまして30万円の御寄附をいただいたものであります。

2といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功勞でありまして、湧別町中湧別南町929番地の1、株式会社渡辺組様から奨学資金貸付資金といたしまして300万円御寄附をいただいたものであります。

以上、個人2件、法人1件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更について御説明いたします。

遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

平成22年9月定例会におきまして、計画の策定を御決定いただいております遠軽町過疎地域自立促進市町村計画ですが、この市町村計画につきましては、御存じのとおり、過疎地域市町村の自立促進を図るための総合計画、地域計画としての性格を備えており、それぞれの地域の状況を踏まえまして、地域の特性を生かしつつ、地域の自立の促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある風土の形成に寄与することを目的に策定したものでございます。今回、この計画の一部を変更するものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項には、過疎地域の市町村は自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を定めることができ

るという規定がございまして、さらに、この場合において当該市町村は、あらかじめ都道府県に協議しなければならないという規定がされております。この第7項に読み替え規定がございまして、この規定は変更についても準用するという事になってございます。今回の計画の変更につきましては、本来、北海道知事との協議が必要ではございますけれども、軽微な変更となるため協議の必要がございませんが、法の規定によりまして、議会の議決を定めようとするものでございます。

今回の変更につきましては、医療の確保及び教育の振興でございます。平成26年度当初予算におきまして議決をいただいております丸瀬布厚生病院の医療機器購入に対する補助金及び丸瀬布歯科診療所診療台購入費及び丸瀬布学校給食センター整備事業、さらにロックバレースキー場圧雪車購入費につきまして、財源といたしまして過疎対策事業債を借り入れ、充当するため、計画を変更し、事業計画に追加するものでございます。この計画に登載されておられません事業につきましては過疎対策事業債の借り入れができないというものでございまして、実施段階においては極めて重要な計画となるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

変更の内容ですが、別紙により御説明を申し上げたいと思います。

左側が変更前、右側が変更後でございます。

最初に、6番の医療の確保に係る分についてでございます。

事業計画について、事業名の(1)診療施設の病院の事業内容に電子カルテシステム一式、診療所の事業内容に歯科診療所医療機器の更新、診療ユニット、さらに事業主体に「町」をそれぞれ追加するものでございます。

変更の理由につきましては、電子カルテシステム一式につきましては、地域医療の充実と維持確保を図るため、丸瀬布厚生病院において医療機器を整備する必要があることから、助成を行うため、計画に追加するものでございます。

また、歯科診療所医療機器の更新、診療ユニットにつきましては、地域医療の充実と維持確保を図るため、丸瀬布、生田原及び白滝歯科診療所の設備を整えるため、計画に追加するものでございます。

続きまして、7番の教育の振興に関わる部分につきまして御説明申し上げたいと思います。

(1) 現況と問題点のア、学校教育に係る本文の中の学校給食に係る文言につきましては、「学校給食については、自校、センター両方式で実施しているが、逐次整備を行ってきたことから、今後、施設の老朽化に対応していくため、新設及び改修について計画的に進める必要がある」。さらに、イの社会教育に係る本文の中のロックバレースキー場に係る文言につきましては、「遠軽地域の教育的・社会的にも重要な施設であるロックバレースキー場については、老朽化によるリフトの改修のほか、コース整備作業の効率化と安全性の確保を図るため、圧雪車等の機器の更新が必要である」に変更するものでございます。

《平成26年6月9日》

次のページをお開き願いたいと思います。

(2) その対策といたしまして、アの学校教育の④に「学校給食施設の整備を図る」を追加いたします。

次に、事業計画ですけれども、事業名(1) 学校教育関連施設、給食施設の事業内容に丸瀬布学校給食センター整備事業、事業主体に「町」をそれぞれ追加するものでございます。変更の理由につきましては、安全・安心な学校給食を提供するため、丸瀬布学校給食センターを整備するため、計画に追加するものでございます。

次に、(3) 集会施設、体育施設等の体育施設の事業内容にロックバレースキー場圧雪車購入事業、圧雪車1台、事業主体に「町」をそれぞれ追加するものでございます。変更の理由につきましては、体育施設の整備と機能の充実及び施設の効果的利用を促進するため、圧雪車を整備するために計画に追加するものでございます。

次のページにつきましては、過疎地域自立促進市町村計画の参考資料でございます。今回の変更した事業を追加した部分の年度別の事業計画を、事業名、事業内容、事業主体、概算事業費、年度区分を掲載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

○議長(前田篤秀君) これより、議案第2号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第3号及び日程第16 議案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第16 議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明いたします。

上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散脱退並びに道央廃棄物処理組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することについて協議し

たく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表第1中、「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加えるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則といたしまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

議案第4号北海道市町村総合事務組合理約の変更について御説明いたします。

上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散脱退並びに道央廃棄物処理組合の加入並びに赤平市、鷹栖町及び上川町の処理する事務の変更に伴い、北海道市町村総合事務組合理約を変更することについて協議したく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表第1、石狩振興局の項中「15」を「16」に改め、北海道後期高齢者医療広域連合の次に「道央廃棄物処理組合」を加え、同表、空知総合振興局の項中「35」を「34」に改め、「赤平市」を削り、同表、上川総合振興局の項中「31」を「30」に改め、「上川中部消防組合」を削り、同表、胆振総合振興局の項中「13」を「12」に改め、「伊達・壮瞥学校給食組合」を削るものです。

次に、別表第2、1から7の項中「赤平市」を削り、長万部町の次に「鷹栖町、上川町」を加え、「上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「道央廃棄物処理組合」を加え、「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削るものです。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則としまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決します。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 議案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第17 議案第5号遠軽町白滝水力発電所条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

荒井白滝総合支所長。

○白滝総合支所長(荒井正教君) 議案第5号遠軽町白滝水力発電所条例の廃止について御説明いたします。

遠軽町白滝水力発電所を廃止するため、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町白滝水力発電所条例を廃止する条例。

遠軽町白滝水力発電所条例(平成20年遠軽町条例第12号)は廃止する。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

本件につきましては、平成23年9月の大雨により浸水被害を受けた白滝水力発電所の民間企業へ譲渡手続をするため、本条例を廃止するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、議案第5号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町白滝水力発電所条例の廃止についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第18 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第18 議案第6号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長(中村哲男君) 議案第6号財産の取得について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、圧雪車1台であります。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は4,406万2,920円であります。

取得の相手方は、紋別郡遠軽町学田2丁目8番地20、株式会社佐渡自動車整備工場代表取締役佐渡博夫であります。

この財産の取得につきましては、5月26日、有限会社国枝モータースほか4者により指名競争入札を行い、株式会社佐渡自動車整備工場が4,406万2,920円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております財産取得に係る入札状況の1番に記載をしておりますので、御参照を願います。

なお、株式会社佐渡自動車整備工場とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成26年12月30日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、議案第6号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号財産の取得についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第7号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第7号財産の取得について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、ロータリ除雪車1台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は3,510万円であります。

取得の相手方は、北広島市大曲中央1丁目2番地2、北海道川重建機株式会社代表取締役大滝幹夫であります。

この財産の取得につきましては、5月26日、有限会社国枝モータースほか8者により指名競争入札を行い、北海道川重建機株式会社が3,510万円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得に係る入札状況の2番に記載をしておりますので、御参照を願います。

なお、北海道川重建機株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成26年12月20日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第7号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号財産の取得についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第20 議案第8号から日程第22 議案第10号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第8号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）、日程第21 議案第9号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第22 議案第10号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）以上3件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順より提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 議案第8号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,851万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億7,051万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に1億1,702万3,000円追加し、総額を9億8,249万6,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に99万円追加、3項委託金に31万5,000円追加し、総額を5億2,185万円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に218万4,000円追加し、総額を221万4,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に3,234万2,000円追加し、総額を2億9,697万8,000円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に566万5,000円追加し、総額を1億335万7,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計134億1,200万円に1億5,851万9,000円を追加し、総額を135億7,051万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に991万7,000円追加し、総額を26億3,553万2,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に1億1,702万3,000円追加、2項児童福祉費に507万8,000円追加し、総額を26億2,594万4,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に301万4,000円追加し、総額を3億1,372万5,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に1,724万7,000円追加し、総額を4億4,514万3,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費に610万4,000円追加し、総額を7億14万3,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に13万6,000円追加し、総額を1

《平成26年6月9日》

0億8,627万4,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計134億1,200万円に1億5,851万9,000円追加し、総額を歳入歳出同額の135億7,051万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費773万3,000円の追加につきましては、4月に再任用しました職員2名分に係る人件費の追加であります。

13目ジオパーク推進費は、財源の振り替えです。

15目基金運営費、基金運営事業218万4,000円につきましては、指定寄附金、3件、40万2,000円、ふるさと納税寄附金、230件、178万2,000円によるまちづくり振興基金積立金の追加であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金事業1億1,702万3,000円につきましては、4月からの消費税率引き上げに際し、低所得者及び子育て世帯への影響を緩和するために実施するものです。

臨時福祉給付金は、町民税が課税されていない者に対し1万円を支給、加算措置として基礎年金受給者及び児童扶養手当等の受給者には、さらに5,000円を上乗せするものです。子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない者に対し、児童1人につき1万円を支給するものです。いずれの給付金も今回限りであり、両方重複しての支給はありません。4行目の臨時職員賃金は1名を6カ月分、印刷製本費は窓付封筒と圧着はがき代、通信運搬費は申請書の郵送料、手数料は給付金の銀行振込手数料、総合行政情報システム改修業務委託料はシステムの導入経費、臨時福祉給付金は1人1万円を6,500人分で6,500万円、加算分として1人5,000円を4,200人分で2,100万円、合わせまして8,600万円、子育て世帯臨時特例給付金は1人1万円を2,400人分で2,400万円、財源につきましては、全額、国庫支出金であります。

2項児童福祉費5目保育所費、保育所運営事業507万8,000円につきましては、退職と育児休暇による保育士2名減に伴う嘱託職員の追加であります。嘱託職員報酬は2名分。最後の行の臨時職員賃金は、嘱託職員の代替分として2名分を計上するものです。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業関係団体助成事業301万4,000円につきましては、遠軽農業振興公社への補助金であります。学田にある公社所有の農産物処理加工施設において、経年劣化による屋根の破損と腐食が著しく、今後、雨漏りが懸念されるため、早急に屋根を改修するに当たっての支援要請に対し、工事費の4分の3を助成するものであります。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、1、商店街助成事業250万1,000円に

《平成26年6月9日》

つきましては、3件の店舗近代化事業の実施により商工業振興補助金を追加するもので、固定資産投資額の3割を3年間で分割助成するものであります。2、商工業振興事業1、390万4,000円につきましては、プレミアム付商品券発行事業補助金で、補助の内訳は、プレミアム費に1,000万円、商品券等の印刷、換金手数料が390万4,000円となっています。4月からの消費税率の引き上げに伴い、個人消費の減速が見受けられることから、町内の経済対策として消費の需要喚起を目的に実施するものであります。商品券の発行額は、1億円にプレミアム10%分、1,000万円を上乗せして1億1,000万円で、額面1,000円の商品券11枚、1万1,000円分を1セットとし、これを1万円で販売するものです。商品券の発行は7月下旬を予定しており、8月上旬からの使用開始を想定しています。

3目消費者行政推進費、消費行政一般経費84万2,000円につきましては、昨年引き続き、道の消費者行政活性化基金を活用して消費者問題解決力の強化を図るものです。消費者生活講座講師謝礼金は、講座開催1回分、消費者啓発報償費は啓発用資材の購入、消耗品費は訪問販売お断りステッカーの購入で、財源は全額道支出金であります。

9款消防費1項消防費1目消防費、防災対策事業610万4,000円につきましては、北海道市町村振興協会の設立35周年を記念して実施される特別支援事業の助成金を活用して防災対策事業を実施するものです。燃料費、手数料、自動車損害保険料、一番下の行の自動車重量税は防災用として購入する車両に係る費用、5行目のJアラート情報配信業務委託料は繰越明許したJアラート自動起動装置の整備後、災害時における住民向けの登録制メール配信サービスを行うための初期費用と利用料であります。備品購入費は、防災用車両2台のほか、災害救助用工具セット、チェーンソー等の購入であります。財源は、北海道市町村振興協会設立35周年特別支援事業助成金501万7,000円であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育相談・不登校対策事業13万6,000円につきましては、教育専門相談員の新規採用に伴う通勤手当1名分の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1億1,702万3,000円につきましては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る補助金であります。

15款道支出金2項道補助金6目商工費道補助金99万円につきましては、消費者問題の解決力強化などに係る消費者行政活性化事業補助金であります。

3項委託金4目教育費委託金31万5,000円につきましては、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金でありまして、昨年度に引き続き、教育専門相談員をスクールソーシャルワーカーとして活用し事業を推進するものであります。委託金は教育専門相談

《平成26年6月9日》

員の報酬に充当することから、歳出予算の計上はありません。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄付金40万2,000円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、湧別町株式会社エーコープえんゆう様から1,823円、社会福祉振興資金として、岩見通北4丁目宇野窈子様から30万円、匿名希望者様から10万円であります。次に、3目ふるさと納税寄附金178万2,000円の追加につきましては、北九州市属正子様ほか229名の方からによるものです。以上いただきました寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,234万2,000円につきましては、財政調整基金繰入金の追加であります。

20款諸収入5項雑入6目雑入566万5,000円につきましては、北海道市町村振興協会設立35周年特別支援事業助成金でありまして、市町村が行う防災対策事業への財政支援を目的とするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第9号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を御説明いたします。

平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,633万3,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に216万円を追加し、総額を216万1,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計25億6,417万3,000円に216万円を追加し、総額を25億6,633万3,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に216万円を追加し、総額を5,498万3,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計25億6,417万3,000円に216万円を追加し、総額を歳入歳出同額の25億6,633万3,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

《平成26年6月9日》

3、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 1 6 万円につきましては、国民健康保険制度の改正に対応するためのシステム改修業務委託料の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6 ページをお開き願います。

2、歳入。

1 0 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 2 1 6 万円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 2 時 1 5 分まで、暫時休憩します。

午後 1 時 5 8 分 休憩

---

午後 2 時 1 3 分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第 1 0 号平成 2 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

今回の予算補正につきましては、本年度予定しておりました下水道事業計画を一部変更し、遠軽下水処理センター建設工事を実施するため行うものであります。

平成 2 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、第 2 条において変更の予算第 2 条第 4 号を次のように改めるものです。

主要な建設改良工事に遠軽下水処理センター建設工事を追加するものです。

第 3 条で、第 9 条の次に 1 条を加え、第 1 0 条として新たに継続費を設けるものです。

1 ページをお開き願います。

これは、継続費に関する調書であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名は遠軽下水処理センター建設工事で、年割額は平成 2 6 年度 3, 0 0 0 万円、平成 2 7 年度 1 億 2, 8 0 0 万円、合計 1 億 5, 8 0 0 万円であります。財源としましては、企業債と国庫補助金でございます。

2 ページ目をお開き願います。

平成 2 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）明細、資本的収入及び支出の支出であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 2 目処理場整備費 1 8 節委託料は、既決予定額の 6, 1 0 0 万円から 3, 0 0 0 万円を減額し、補正後の予定額を 3, 1 0 0 万円とするものです。内容につきましては、遠軽下水処理センター監視制御設備更新工事の委託料の減額であります。2 4 節工事請負費は、3, 0 0 0 万円を追加し、補正後の予定額を 3, 0 0 0 万円とするものです。内容につきましては、遠軽下水処理センター建設工事請負費の追加であり

《平成 2 6 年 6 月 9 日》

ます。

以上で説明を終わります。

続きまして、平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する資料について御説明いたします。

資料1ページをお開き願います。

図面右中央、番号①は遠軽下水処理センター建設工事の位置図であります。

次に、資料2ページは、遠軽下水処理センターの水処理棟の平面図でありまして、黒く網かけしている4水路の反応タンクと最終沈澱池の箇所の設備を整備し、新たに供用開始を目指すものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第8号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、10ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款農林水産業費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、16ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款消防費、18ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、20ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 17款寄附金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成26年6月9日》

○議長（前田篤秀君） 20款諸収入、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。

質疑は、補正予算明細により行います。

資本的収入及び支出、2ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決します。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

議案第8号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成26年6月9日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

---

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これで延会いたします。

午後 2時20分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 田 篤 秀

署 名 議 員 佐 藤 昇

署 名 議 員 山 谷 敬 二